⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

⑶　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

2　各種報告書の提出状況等

⑴　贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成19～23年度）は、表１のとおりである。

表１　贈与等報告書の提出状況（平成19～23年度）

区分／年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等		報酬		合計
	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）
平成19年度	115	5.1	659	29.2	1,483	65.7	2,257
平成20年度	113	4.4	759	29.7	1,686	65.9	2,558
平成21年度	98	3.2	1,419	46.7	1,524	50.1	3,041
平成22年度	54	1.9	1,590	55.4	1,228	42.8	2,872
平成23年度	55	1.9	1,486	50.6	1,394	47.5	2,935

㈱　各府省等別内訳については、補足資料参照。

平成23年度における同報告書の提出人数は646人であり、一人当たり約５件の提出があったことになる。

「金銭、物品等の供与」関係の主な贈与品は、スポーツ・観劇等のチケット類、食料品・アルコール飲料、書籍であり、「飲食の提供等」関係の主な提供者は、財団・社団法人等、民間企業及び外国政府・国際機関であり、「報酬」関係の主なものは、原稿料・印税、講演や討論・座談会出席に対する報酬であった。

また、倫理審査会では、指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しについて、特定の事業者等から繰り返し飲食の提供、贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、その結果、調査が開始された１件を除き、倫理法等に違反するものはなかった。

なお、平成24年４月～12月における提出状況は2,458件（前年同期1,944件、以下同じ。）で、その内訳は、「金銭、物品等の供与」関係が77件（48件）、「飲食の提供等」関係が1,289件（874件）、「報酬」関係が1,092件（1,022件）となっている。

⑵　株取引等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書の提出件数（平成19～23年）は、表２のとおりである。

表２　株取引等報告書の提出件数とその態様（平成19～23年）

区分／年（暦年）	提出件数（件）	態様別取引回数（取得及び譲渡）				総取引回数（回）
		市場を通じた売買等（回）	相続・贈与（回）	交換・分割（回）	未公開株（回）	
平成19年	62	439	12	8	0	459
平成20年	60	384	49	2	1	436
平成21年	52	265	48	3	0	316
平成22年	126	423	55	76	1	555
平成23年	53	362	97	11	2	472

倫理審査会では、平成23年の株取引等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など、国民の疑惑や不信を招くような株取引が行われていないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

⑶　所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（平成19～23年）は、表３のとおりである。

表３　所得等報告書の提出件数とその内訳（平成19～23年）

区分／年（暦年）	提出件数（件）	給与所得のみ		給与所得以外の所得あり	
		件数（件）	構成割合(%)	件数（件）	構成割合(%)
平成19年	1,270	822	64.7	448	35.3
平成20年	1,311	870	66.4	441	33.6
平成21年	1,337	884	66.1	453	33.9
平成22年	1,344	907	67.5	437	32.5
平成23年	1,349	910	67.5	439	32.5

倫理審査会では、平成23年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

第３章　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

1　調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正な処分が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた処分が行われないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22―１（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22―２（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

これらの規定に基づき、任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならず、倫理審査会では、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうか判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会自らが懲戒処分を行うことができることとなっている。